

所得税・復興特別所得税の確定申告 市・道民税の申告を受け付けます

問い合わせ
税務グループ
(☎⑧1155)

●市内の受付場所・受付期間

場 所	受付期間	受付時間
①アーニス 2階	2月2日(月)～3月16日(月)の平日 ※③、④の開設日を除く。	10時～12時15分、13時30分～16時 ※3月16日(月)は12時15分まで。
②税務グループ(市役所1階6番窓口)	3月1日(日)	9時～11時30分、13時～15時30分
③鷺別コミュニティセンター	2月24日(火)・25日(水)	9時～11時30分、13時～16時
④ヌプル	3月2日(月)・3日(火)	

※紙の確定申告書は受け付けません。

●申告に必要なもの

対象	必要なもの	対象	必要なもの
共 通	①利用者識別番号が分かるもの(税務署からの『確定申告のお知らせ』の通知や識別番号を取得した際の書類など) ※初めて確定申告をする方は、申告の際に発行します。 ②令和7年中の収入金額を証明する書類(『給与所得の源泉徴収票』や『公的年金等の源泉徴収票』など) ③マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類 ④申告者名義の預貯金口座が分かるもの(還付金が発生する方のみ)	障害者控除	障害者手帳など
		配偶者(特別)控除	配偶者の収入が分かるもの
		特定扶養控除、特定親族特別控除	年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の方の収入が分かるもの
		医療費控除	医療費控除の明細書 明細書を事前に作成しあ持ちください。 未作成の場合は申告を受け付けません。 ①医療費通知(医療費のお知らせ)を基に作成する場合 →通知書の添付が必要 ②領収書を用いて作成する場合 →受診者・病院・薬局ごとにまとめて記入 ※申告時に領収書の添付や提示は不要ですが税務署から提示・提出を求められることがあります。5年間保管してください。
社会保険料控除	健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書		
生命保険料控除 地震保険料控除	各保険料控除証明書		

●市で受け付けできない申告

- ①青色申告や損失申告
- ②農業・漁業・山林による収入があるもの
- ③土地や建物、株式の譲渡による収入があるもの
- ④住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初回の申告をするもの
- ⑤更正の請求や修正申告
- ⑥①～⑤以外で、申告内容に税務署の判断が必要と市職員が判断したもの

室蘭税務署で確定申告などの相談をするときは…

室蘭税務署では、2月13日(金)まで確定申告会場を開設しておらず、対応できる人数に限りがあります。来場する方は電話か国税庁公式LINEアカウントから事前予約をしてください。

また、会場ではマイナンバーカードを利用したスマートフォン申告を案内しています。マイナンバーカードとカード発行時に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書)が必要です。来場前にご確認ください。

問い合わせ 室蘭税務署(☎②4151)



国税庁
公式
LINE

✓自宅から申告ができます

確定申告書は、パソコンやスマートフォンで作成し、そのまま提出(送信)できます。

会場へ行く手間や待ち時間を省けるとともに、メンテナンス時間を除き24時間ご自身の都合の良い時間に手続きできます。

①国税庁ウェブサイトの『確定申告書作成コーナー』に金額などを入力して申告書を作成

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告書を提出(送信)

問い合わせ 国税相談専用ダイヤル
(☎0570-00-5901)



✓個人住民税の電子申告が始まります

これまで市役所でしかできなかつた個人住民税の申告も令和8年度分(令和7年中の収入)からマイナンバーカードを使用してご自身で申告できます。

✓令和7年度税制改正の概要

物価上昇局面における税負担の調整、就業調整対策により、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額に係る要件の引き上げ、大学生年代の子などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。



▲ウェブ
サイト



▲ウェブ
サイト